

徳島県告示第四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機関として、次のとおり指定した。

令和七年一月二十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
栗崎 ゆかり	阿南市羽ノ浦町中庄洲崎一〇―一	令和六年十月一日
元木 悠乃	小松島市日開野町破閑道二六―三	同